

以下の主旨に賛同する団体・個人の方、連署して下さいますようお願いいたします。

## 共同声明「改憲手続き法の凍結・廃止を要求します～

### 改憲手続き法施行予定の5月18日に際して」

改憲手続き法（日本国憲法の改正手続きに関する法律）は安倍晋三内閣の下、2007年5月14日、参議院で強行採決され、成立しました。「美しい国」「戦後レジームの転換」を掲げ、「任期中の改憲」を公言し、それを急いだ安倍内閣と与党の強引な採決でした。まともに審議が尽くされないまま、ひたすら改憲を急ぐために強行された同法は、多くの「附則」や「附帯決議」がつけられた、まったくの欠陥立法というべきものでした。

議論が先送りされ、附帯決議などで与党も不備を認めた同法の主な問題点は以下のようなものです。

- ① 投票権者をどう規定するか（18歳投票権問題、公職選挙法や民法との整合性の保障）。
- ② 国民投票の対象はなにか（憲法だけでなく、国政の重要問題についての国民投票の可否）。
- ③ 広報や広告など、メディアの在り方（議席数で広報の量の配分を決めてよいか、有料広告を認めると資金能力で宣伝に差ができる）。
- ④ 国民投票運動の自由に関する問題（公務員や教育関係者の政治活動、地位利用の制限などによって、自由な活動が制限される）。
- ⑤ 投票成立の要件をどうするか（過半数の分母問題や、成立に必要な最低投票率規程の有無）、などなど。

当時、同法は世論の冷却をねらって「憲法改正の発議」や「国民投票」の部分の施行を3年間凍結されました。その結果、同法の施行（凍結解除）は2010年5月18日に予定されていますが、以後の国会では、ここにあげたような同法の附則や、附帯決議にもとづく検討や法改正は、まったく行われておりません。

09年6月、安倍晋三の意向を受けついで麻生内閣により衆議院憲法審査会「規程」が強行採決されましたが、当時の野党が委員の選出にも応じなかったため、衆議院審査会はつくられず、野党多数の参議院では「規程」の議論すら行われませんでした。憲法審査会は改憲手続き法成立後、2年9ヵ月、まったく始動していません。

この間、07年の参院選や、09年の衆院選で与野党議席数が逆転し、明文改憲の動きを推進してきた自公政権が下野するなど、政治情勢は大きく変わりました。またこの間の世論も改憲を要求していません。新政権は憲法問題ではなく、小泉政権以来の構造改革政策の転換、「生活が第一」を掲げて多数議席を得ました。新政権に有権者が期待しているのは改憲などではなく、「生活」問題の解決です。

強行採決され、改憲国民投票では国民の意思が正当に反映されないという点において多くの問題点を持っている欠陥立法は、5月18日がきても、ひきつづき凍結されるべきです。中身が伴わないままに「規定された3年が過ぎた」などという理由で、同法を施行するなどは許されないことです。改憲手続き法は凍結し、いったん廃止にして出直すべきです。

以下、32団体の連名で賛同を呼びかけます。

アジア連帯講座／アンポをつぶせ！ちょうちんデモの会／うちなんちゅの怒りとともに！三多摩市民の会

